

## 八丈町給水条例施行規程の一部を改正する規程

八丈町給水条例施行規程（平成10年八丈町公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第21条を次のように改める。

（料金、手数料等の軽減又は免除）

第21条 条例第35条の規定による料金、手数料等の軽減又は免除の申請は、「水道事業納付金減免申請書」（様式第13号）の提出をもって行う。

2 管理者は、前項の申請書の提出があった場合は、すみやかに調査のうえ、「水道事業納付金減免否決決定通知書」（様式第13号の2）を当該申請者に対し通知するものとする。

様式第13号様式を次のように改める。

様式第13号の2様式を次のように改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

水道事業納付金減免申請書

年 月 日

八丈町公営企業管理者 殿

申請者 (使用者) 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_  
電話 \_\_\_\_\_

八丈町給水条例第35条の規定により、水道事業納付金について減免を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1. 水道納付金の種類

- 水道使用料金
- その他 ( )

2. 申請の理由

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

お客様番号		メーター番号	
-------	--	--------	--

※この申請書は、漏水、高齢者世帯及び生活保護世帯に対する水道料金の減免以外に用いる。

企業課水道係処理欄

保存期間		管理者		課長		係長		係		処理		受付	
------	--	-----	--	----	--	----	--	---	--	----	--	----	--

水道事業納付金減免適否決定通知書

様  
年 月 日

八丈町公営企業管理者

年 月 日付けで申請のあった水道事業納付金減免申請につきまして  
は、下記のとおり決定したので通知します。

1. 決定区分 減免を認定する ・ 減免を認定しない
2. 減免対象月 年 月
3. 減免をしない理由（処分の内容、根拠となる条例等の条項、原因となる事実）
4. 減免する金額

検針結果等使用水量及び料金	_____ m <sup>3</sup>	_____ 円
減免水量及び減免額	_____ m <sup>3</sup>	_____ 円
減免後の水量及び料金	_____ m <sup>3</sup>	_____ 円

5. 弁明書の提出先と提出期限 提出先 企業課水道係  
提出期限 年 月

6. 口頭による弁明  
・口頭による弁明は受け付けません。弁明書を提出してください。

7. その他  
・代理人よる提出が可能です。その際は委任状を提出してください。  
・証拠書類等があれば、提出することができます。

※注1 不要の文字を削除するなど、内容に応じて適宜修正の上、使用すること。